

# ○薬品の保管

## ・概要

- (1) 薬品は、使用方法によっては人命を奪う事故にもつながることから、その取扱い、保管・管理には十分な注意を払い、定められた基準等に従い万全を期さなければならない。

## ・関係法令等

- (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- (2) 学校における毒物及び劇物の適正な管理について（平成10年8月11日付け10初高第25号初等中等教育局高等学校課長通知）
- (3) 学校における毒物及び劇物の適正な管理について（平成10年10月23日付け10初高第25の2号初等中等教育局高等学校課長依頼）
- (4) 学校における毒物及び劇物の適正な管理について（平成12年1月11日付け文初高第501号）
- (5) 毒物及び劇物の適正な保管管理について（平成10年8月10日付け10教総第554号教育長通知）
- (6) 毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について（平成10年8月21日付け10教総第557号教育長通知）
- (7) 学校における毒物及び劇物の適正な管理について（平成12年1月18日付け12教義第22号）並びに毒物及び劇物の保管に関する地方監察結果報告書（平成11年9月）
- (8) 過酸化水素に係る適正な保管管理の徹底について（平成16年6月9日付け16教指第591号教育長通知）

## ・事務処理

	内 容	備 考
受 領	検収をすませた薬品を受領する	理科主任等薬品取扱責任者
記 載	薬品管理簿へ薬品ごとに必要事項を記載する	薬品管理簿
保 管	所定の薬品保管庫へ保管する	薬品量の確認 施錠の確認
使 用	使用者は、薬品管理簿を用いて、正しい取扱いにより使用する	薬品管理簿
保 管	使用が終わったら薬品庫の所定の位置に返し、取扱責任者に連絡する	薬品量の確認 施錠の確認
点 検	薬品取扱責任者は、使用の都度及び定期的に薬品の量や期限又は異常の有無を点検する	薬品管理簿 施錠の確認
処 分	点検によって期限切れや異常が見つかった薬品の処理については、所定の手続きに従い、予算措置も含め、慎重に対応する	予算要求

## ・留意事項

- (1) 学校安全点検（日常）への項目として（理科室）
  - ① 薬品は戸棚に、危険薬品は、危険薬品庫に保管されているか。
  - ② 薬品戸棚、危険薬品庫は使用時を除き施錠されているか。
  - ③ 薬品類のラベルは明確に表示され、分類は適切に行われているか。
  - ④ 不用薬品は正しく処理されているか。
  - ⑤ 薬品の紛失、量の過不足についての点検はできるようになっているか。
  - ⑥ 地震、その他の衝撃などによる危険についての配慮はなされているか。
- (2) 学校での注意点
  - ① 保管場所
    - ア 毒物・劇物・危険物は、盗難及び紛失を防止するため、転倒防止を施した堅固な構造の毒物劇物専用の保管庫に収納し、施錠をする。
    - イ 保管場所は外部から容易に見えない場所とし、容易に外から侵入できない構造とする。
  - ② 表示
    - ア 毒物・劇物の容器及び被包、並びに貯蔵場所に毒物及び劇物取締法に基づく表示をする。
      - (ア) 毒物には、赤地に白色をもって「医薬用外毒物」と表示する。
      - (イ) 劇物には、白地に赤色をもって「医薬用外劇物」と表示する。
      - (ウ) 保管する場所には、毒物については「医薬用外毒物」、劇物には「医薬用外劇物」と表示する。

- イ 危険物には、その危険性を補助ラベルを用いて容器に表示する。
- ウ 化学的特性から注意を要する薬品には、その特性を補助ラベルを用いて容器に表示する。
- ③ 容器
  - ア 飲食物容器として通常使用されるものには保管しない。
- ④ 管理
  - ア 管理簿による薬品の管理を徹底する。
    - (ア) 保有する毒物・劇物の薬品名一覧表を作成する。
    - (イ) 現有量を常に明確にできる薬品受払簿を作成する。
  - イ 毒物・劇物・危険物は、その薬品の性状に応じた適切な保管をする。
    - (ア) 化学的特性の近いものを類別して保管する。
    - (イ) 混合すると発火や爆発する薬品を分けて保管する。
    - (ウ) 毒物・劇物は、外に飛散し、漏れ、流れ出、又は浸み出ないように保管する。
    - (エ) 薬品は各容器ごとに、転倒を防止する枠の中などに保管する。
  - ウ 専門知識を有する学校薬剤師等に依頼し、薬品の取扱い等について意見を伺う。
  - エ 毒物・劇物の適切な取扱いについては、規定を設けるなどして管理体制を確立し、事故を未然に防止できるよう努める。
- ⑤ 使用
  - ア 授業での毒物及び劇物の使用に際しては、児童生徒に対し、その危険性や適正な取扱いについて十分な指導を行う。
- ⑥ 廃棄
  - ア 不用な薬品、不明な薬品は、すみやかに廃棄する。
  - イ 学校で処分するときは、毒物及び劇物取締法、公害基本法、水質汚濁防止法等に基づいて十分な知識を持った者が処理する。
    - 学校で処分できない場合は、専門業者に処理を依頼する。
  - ウ すぐに廃棄できない場合は、④により厳重に保管し、計画的に廃棄するようにする。
- ⑦ 事故・盗難時の措置
  - ア 毒物及び劇物の飛散、流失等による事故により保健衛生上の危険発生の恐れがある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署及び消防署に届け出る。
  - イ 盗難、紛失、不正事犯の発生、その他不審な点が認められたときは、警察署に連絡する。

以 下 余 白